

農業用ポリエチレンフィルム処理業務 仕様書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号）に定めるもののほか、本仕様書に従い実施するものとする。

1. 業務目的

本業務は、魚沼市（以下「発注者」という）が回収した農業用ポリエチレンフィルムについて、受注者に運搬及びリサイクル処理を委託することを目的とする。

2. 業務内容

番 号：6 廃委第13号

業 務 名：農業用ポリエチレンフィルム処理業務委託

履行期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

搬出場所：魚沼市 中島 地内

エコプラント魚沼（新潟県魚沼市中島707-1）

3. 運搬処理品目及び予定数量

(1) 農業用ポリエチレンフィルム 15,000kg

※ 農業用ポリエチレンフィルムとは軟質ポリエチレンを主体として、膜状に製造したものであり、これに類するものを回収するものとする。

4. 業務概要

発注者に搬入された農業用ポリエチレンフィルムをプラスチック資材として再生利用するマテリアルリサイクルあるいは、固形燃料化等の熱回収するサーマルリサイクルいずれかの再資源化するまでの業務を安全、确实、適正に履行するものとする。

（業務遂行にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」及びその他関係法令並びに第10期魚沼市分別収集計画及び令和6年度魚沼市一般廃棄物処理実施計画を遵守すること。）

5. 受注者の条件

(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条及び第4条の基準を満たす者であること。

(2) 受注者は再資源化する引取先業者を確保していることとし、これを示す書類を発注者に提出するものとする。

6. 業務内容

(1) 搬出は原則としてエコプラント魚沼の受入時間（8:00から17:00）とし、貯留量に応じ搬出し、貯留場所が受け入れ可能な状態にすること。また搬出車両は受注者の所有車とする。

- (2) 計量はエコプラント魚沼の計量装置にて行うものとする。
- (3) 運搬に当たっては積荷の飛散を防ぐ手立てを講ずるものとし、車両運行に当たっては道交法を遵守し、安全運転に務める。
- (4) 月末締めとし、翌月 5 日までに当月分の処理量の実績報告書を提出すること。

7. 安全管理の徹底

- (1) 業務にあたっては、事故を起こさないように十分安全に配慮すること。
- (2) 万が一業務中に事故等が発生した場合は、二次災害を防ぐ対策を講じ、速やかに関係各署に通報するとともに、発注者に報告を行うこと。

8. 支払事務

- (1) 受注者は、発注者が引き渡した農業用ポリエチレンフィルムの重量に応じて、次のとおり代金を発注者に請求するものとする。
- (2) 代金は、業務完了後に引き渡した農業用ポリエチレンフィルムの重量に対して、契約書記載の単価を乗じることにより金額を決定する。なお、1 円未満の端数については切り捨てる。
- (3) 月払いとし、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受領してから 30 日以内に支払う。

9. その他

- (1) 業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、発注者の責に帰すべきものを除き、全て受注者の責任において処理すること。
- (2) 業務を行うに当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令を遵守すること。
- (3) この仕様書に記載のない事項については双方協議の上、定めるものとする。